

手形・小切手の 全面電子化に向けた対応についてのお知らせ

現在、金融業界では全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」のもと、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としています。
東日本銀行では、こうした手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、以下の対応を実施します。

手形・小切手を振り出しされるお客さま

1 手形・小切手の発行受付終了

2025年12月30日（火）をもって、手形・小切手の発行受付を終了しました。小切手に代わる現金払戻しについては、当座預金払戻請求書帳をご利用ください。
詳細については、当行ウェブサイトをご確認ください。

2 手形・小切手の最終振出期限の設定について

最終振出期限：2026年9月30日（水）

当行の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。2026年10月1日以降を振出日とする、または振出日が未記入の手形、及び取引先へのお支払い（代金支払い等）を目的とした小切手はお取り扱いできなくなります。なお、小切手をご自身の当座預金の払戻しのために利用する場合に限り、最終振出期限以降も引き続きご利用いただけます。



× ご利用いただけなくなる取扱い

- 第三者への支払いを目的として利用する場合
<例>
 - ・ お取引先への代金支払い
 - ・ 従業員への給与支払いなど
- ※ 振出日が期限以降（または空欄）の場合、店頭・交換いずれの呈示であっても、決済されず不渡りとなります。
- ※ 他行で受け付けられ、当行が支払銀行として呈示を受けた場合でも、振出日が期限以降のものは決済されず、不渡りとなります。

○ 引き続きご利用いただける取扱い

- 当座預金の口座名義人ご本人が、当座預金の払戻しを行う目的で利用する場合
<例>
 - ・ 当座預金からの現金払戻
 - ・ 当座預金からの振替
 - ・ 当座預金からの税金・公共料金の納付、お振込み

手形・小切手をお受け取りになるお客さま

3 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：2026年9月30日（水）

2026年9月30日（水）をもって他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いを終了します。

なお、東日本銀行を支払地とする手形・小切手等については、振出日が2026年9月30日（水）以前のものに限り引き続き受付可能です。手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後の検討により、現時点において当行で入金可能な手形・小切手についても、今後取扱いが変更になる可能性があります。取扱いに変更が発生した場合には、当行ウェブサイトなどでお知らせいたします。

4 2027年4月以降を期日とする手形等の取立受付の停止

2024年4月1日（月）より、2027年4月以降を支払期日とする手形等について、期日管理を行う代金取立の受付を停止しております。お取引先に、電子的な決済手段へ移行していただく必要があります。



当座勘定規定等の改定

改定日：2026年10月1日（木）

上記①～③の実施にともない、2026年10月1日（木）に当座勘定規定（一般当座用）、当座勘定規定（個人当座用）、普通預金取引規定、貯蓄預金取引規定、納税準備預金規定、約束手形用法、為替手形用法、小切手用法、代金取立規定を改定します。

代替サービスのご案内

東日本銀行では、手形・小切手の代替サービスとして、「東日本ビジネスIBサービス」および「東日本銀行でんさいサービス」をご用意しておりますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

お取引内容	手形・小切手に代わるサービス
手形のお取引	東日本ビジネスIBサービス/東日本銀行でんさいサービス
小切手のお取引	東日本ビジネスIBサービス

○東日本ビジネスIBサービス

<https://www.higashi-nipponbank.co.jp/corporation/payment-services/corporate-internet-banking/business-ib/>



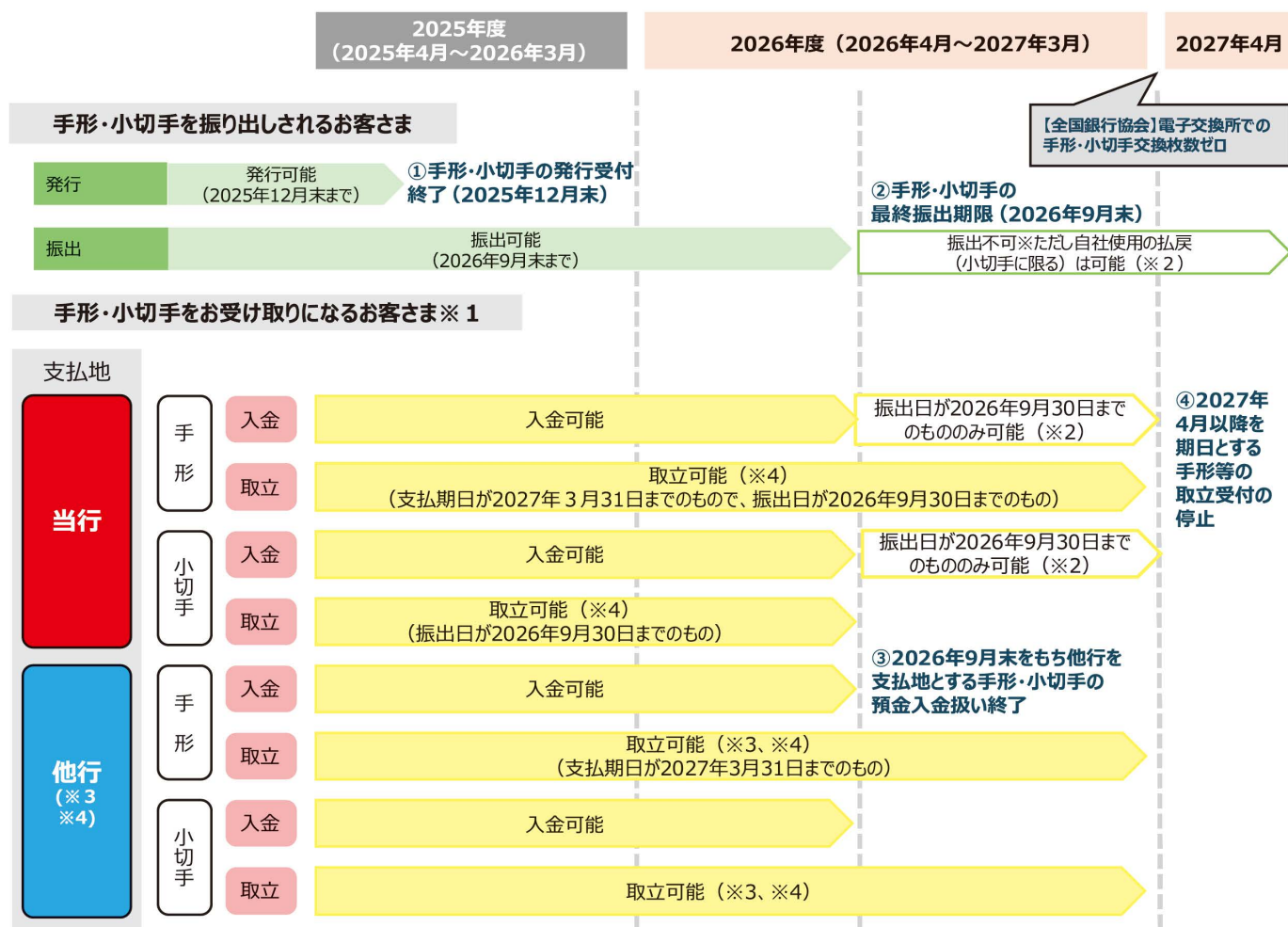
○東日本銀行でんさいサービス

<https://www.higashi-nipponbank.co.jp/corporation/payment-services/corporate-internet-banking/densai/>

※ご利用にあたっては、当行所定の審査があります。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。



手形・小切手の電子化に向けたスケジュール



- ※1 2024年1月より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止しています。
- ※2 手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後の検討により、現時点において当行で入金可能な手形・小切手についても、今後取扱いが変更になる可能性があります。取扱いに変更が発生した場合は、当行ウェブサイトなどでお知らせいたします。
- ※3 支払地が他行の手形・小切手について、支払銀行によっては、最終振出期限を定めている場合があります。その場合、当行で入金・取立の受付をしても、支払銀行で決済されない可能性がありますので、あらかじめ振出期限をご確認ください。
- ※4 取立には受付条件がございます。受付条件については、お取引店にお問い合わせください。取立の「最終受付期限日」については、また別途お知らせいたします。

<本件に関するお問い合わせ>

東日本銀行インフォメーションセンター フリーダイヤル 0120-600185
(ご利用時間は銀行営業日（平日）の午前9時から午後5時までです。)